

# 消費税改正内容について

アクタスマネジメントサービス(株) ア ク タ ス 税 理 士 法 人 藤 田 益 浩

## 目 次



- □ 社会保障と税の一体改革
- □ 景気条項
- □ 経過措置
- □ 転嫁対策
- □ 経営対策
- 口その他の改正
- □ 低所得者対策



# 【社会保障と税の一体改革】

# 社会保障と税の一体改革とは



### ■経緯

- □ 平成24年2月17日 社会保障•税一体改革大綱閣議決定
- □ 平成24年3月30日 法律案の閣議決定・国会提出
- □ 平成24年6月15日 三党合意(民主、自民、公明)
- □ 平成24年6月26日 衆議院修正可決
- □ 平成24年8月10日 参議院可決成立
- □ 平成24年8月22日 公布

### ■法律

【社会保障の安定財源の確保等を図る 税制の抜本的な改革を行うための 消費税法等の一部を改正する等の法律』(税制抜本改革法)

# 社会保障と税の一体改革の概要 (税制改革)



### ■消費税法の改正の概要

出典:消費税改正のお知らせ(平成25年3月国税庁)

#### 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む 社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

#### 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日区 分	現 行	平成26年4月1日	平成 27年 10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	<b>1.7%</b> (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に 勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置(「5 税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

# 社会保障と税の一体改革の概要 (税制改革)



### ■消費税率の引上げに検討すべき事項

- ☑ 低所得者対策:給付付き税額控除、軽減税率、簡素な給付措置
- ☑ 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し
- ☑ 消費税の円滑かつ適正な転嫁のための徹底した対策を講じる
- ☑ 価格の表示方法
- ☑ 医療機関の等の仕入れに係る消費税負担、高額な投資に係る消費税負担
- ☑ 住宅の取得:住宅ローン減税、不動産取得税の軽減、給付制度など
- ☑ 酒税、たばこ税等の間接税との関係
- ☑ 自動車取得税・自動車重量税の見直し⇒地方財政との兼ね合い

### ■その他の税制改革

- 口所得税の最高税率の引上げ
- 口相続税の最高税率の引上げ
- □相続税の基礎控除額の縮減
- 口贈与税の見直し



削除され、先送り 「平成24年度中に 必要な法制上の措 置を講ずる」と附則 に記載される。



平成25年度税制改正 でおおむね当初案通 りの実現となる。

# 社会保障と税の一体改革の概要(社会保障改革) A ACTUS



### ■社会保障改革で成立した主な内容

主な項目	内容	施行時期	
①社会保障制度改革国民会議 の創設	今後の年金や医療など社会保障制度の在り方に ついては、有識者らで構成する「社会保障制度改 革国民会議」で議論する	平成24年11月30日 から会議開催	
②年金受給資格期間の短縮	年金の受給資格のための最低の保険料支払期間を25年から10年に短縮する	平成27年10月から	
③短時間労働者の社会保険の 適用拡大	パートタイマーなど短時間労働者への厚生年金と 健康保険の加入要件が拡大する	平成28年10月から	
④産休期間中の保険料負担 免除	産前産後休業期間中の健康保険料及び厚生年 金保険料を免除する	平成26年4月から	
⑤被用者年金制度一元化	公務員及び私学教職員が加入する共済年金を厚 生年金に一元化し、給付額や保険料率の官民格 差を段階的に解消する	平成27年10月から	
⑥認定こども園を拡充し、保育サービスを充実	現行の幼保連携型「 <mark>認定こども園</mark> 」を単一の施設として、認可・監督指導など厚労省・文科省の行政を一本化することで制度の改善を図る	子ども・子育て支援法 施行日から	

# 社会保障と税の一体改革の概要(社会保障改革) A ACTUS



- ■社会保障制度改革国民会議民会議での検討状況
  - ◆合意形成がなされてきた事項
    - <年金関連>
    - □ 年金支給開始年齢の引き上げ(現在65歳⇒67~68歳)
    - □ デフレ化での年金額の引き下げ(「マクロ経済スライド」の完全実施)
    - く医療関連>
    - □ 75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代への拠出金につき、平均収入が高い 健保組合ほど負担が重くなる「総報酬割」の全面導入
      - ※現在は加入者数に応じて決める「加入者割」が基本)
  - ◆検討中の事項
    - く年金関連>
    - □ 高所得者に対する年金額の見直し(一部支給停止)
    - □ 第3号被保険者(会社員の専業主婦が保険料負担なしに年金受給できる制度)の見直し
    - く医療関連>
    - □ 70~74歳の医療費自己負担の引き上げ(1割⇒2割)



# 【景気条項】



### ■税制抜本改革法 附則第18条(消費税の引上げに当たっての措置)

消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

- 2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- 3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

# 景気条項



- ■消費税増税「先送り」が語られている理由
  - ●先送り論

### 消費増税が景気を腰折れさせ、税収の増加を止めてしまうのでは

消費増税後に景気が悪化し0%台の成長率に戻ったのでは、アベノミクス成功による税収増加が泡と消え、5%増税で13.5兆円と見込まれる消費税収の増加すら危ぶまれる事態になる。

### ●選挙対策

7月21日投開票の参議院選挙前に、国民の負担が増える話はしたくない

### ●財政健全化

### 財政健全化の目標は達成しなくてはいけない。

基礎的財政収支(PB:プライマリーバランス)の名目GDP比の赤字は、遅くとも2015年度までには、2010年度の水準から半減させ、遅くとも2020年度までに黒字化することを目標とするという国際公約は達成しなくてはならない。



# 【経過措置】

# まずは消費税の仕組みのおさらい



■消費税の仕組み ~サッカーボールが作られて消費されるまで~



#### 消費税を・・・

- ① 材料等支払時に払う
- ② 問屋から預かる
- ③ 差額を国へ払う

《納める消費税》

預った消費税 100円

支払った消費税 ▲30円

納める消費税 70円

#### 消費税を・・・

- ① メーカーに払う
- ② ショップから預かる
- ③ 差額を国へ払う

《納める消費税》

預った消費税 250円

支払った消費税 ▲100円

納める消費税 150円

#### 消費税を・・・

- ① 問屋に払う
- ② 消費者から預かる
- ③ 差額を国へ払う

《納める消費税》

預った消費税 400円

支払った消費税 ▲250円

納める消費税 150円

#### 消費税を・・・

①品物の代金と一緒にお 店へ支払う



私たちが 消費税400円 負担する!

### ■ ポイント

- ○消費者(私達)が、消費税を負担する。
- ○事業者(メーカー、問屋、ショップ)が、預った消費税と支払った消費税の差額を、国へ納める。

# 経過措置 (原則的な取扱い)



- ■消費税の資産の譲渡等の時期の原則
  - □棚卸資産の譲渡の時期(消費税基本通達 9-1-1) その引渡しのあった日
  - □請負、役務提供の資産の譲渡等の時期(消費税基本通達 9-1-5)
    - ◆物の引渡しを要する請負契約

その目的物の全部を完成して相手方に引渡した日

◆物の引渡しを要しない請負契約

役務提供の全部を完了した日

- □資産の貸付け(消費税基本通達 9-1-20)
  - ◆契約や慣習により支払日が定められているもの

支払を受けるべき日

◆支払日が定められていないもの

支払を受けた日

### ■適用日の原則

区分	施行日	指定日
税率8%	平成26年4月1日	平成25年10月1日
税率10%	平成27年10月1日	平成27年4月1日



# 経過措置(決算締切日)



Q. 当社は、決算締切日を3月20日として、法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用していますが、平成26年4月20日締めの請求書に関しては消費税の税率はどうなりますか。また締日基準での処理は、消費税も認められますか。

平成26年3月21日から平成26年3月31日までの間に行われる資産の譲渡等及び 課税仕入れ等については旧消費税法が適用されることとなります。

なお、継続的に、売上げ及び仕入れの締切日を一致させる処理をしている場合には、平成26年3月21日から平成26年3月31日までの間の売上げ及び仕入れについては、平成26年4月分の売上げ及び仕入れとして、消費税の申告をして差し支えありません。

- ●平成26年3月21日から平成26年3月31日分・・・5%
- ●平成26年4月1日から平成26年4月20日分・・・・8%

#### 法人税基本通達2-6-1

#### (決算締切日)

法人が、商慣習その他相当の理由により、各事業年度に係る収入及び支出の計算の基礎となる決算締切日を継続してその事業年度終了の日以前おおむね10日以内の一定の日としている場合には、これを認める。(以下略)

#### 消費稅法基本通達9-6-2

#### (資産の譲渡等の時期の別段の定め)

資産の譲渡等の時期について、所得税又は法人税の 課税所得金額の計算における総収入金額又は益金 の額に算入すべき時期に関し、別に定めがある場合 には、それによることができるものとする。

# 経過措置(旅客運賃等)



### ■旅客運賃等の経過措置

事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で、政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正前の消費税法の税率(5%)による。(改正法附則第5条①)

#### (政令で定められた料金)

- 一 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃(料金を含む。)
- 二 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- 三 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場への入場料金
- 四 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設 又は場所でこれらに類するものへの入場料金 (改正令附則4条①)



# 経過措置(旅客運賃等のQ&A)



Q. チケットレスサービスによる乗車等の場合

この経過措置が適用されるかどうかの判定に当たっては、乗車券等が発行されているかどうかを問いません。

したがって、乗車券等が発行されない場合であっても、この経過措置が適用されます。

Q. ICカードに現金をチャージ(入金)し、施行日以後にそのICカードにより乗車券等を購入する場合

ICカードへ現金がチャージ(入金)された時点では、<u>乗車券等の販売を行っていることとな</u>りませんから、経過措置は適用されません。

Q. ディナーショーの料金

「映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金」に該当しますから、経過措置が適用されます。

Q. ディナークルーズ

当該サービスは<u>飲食の提供を主目的</u>とするものであり、遊覧航行は飲食を提供する場所に付加価値を与えるものですから、船舶への乗船が含まれているとしても、「船舶に係る 旅客運賃」に該当しませんので、経過措置は適用されません。

# 経過措置(電気料金等)



### ■電気料金等の経過措置

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う<u>電気、ガス、水道水及び電気通信役務</u>で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で<u>施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</u>にあっては、当該確定した料金に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正前の消費税の税率(5%)による。(改正法附則第5条②)

(政令で定められた課税資産の譲渡等)

次に掲げる課税資産の譲渡等で、<u>検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確</u>定するものとする。

- 一 電気の供給 ニ ガスの供給 三 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為 四 電気通信役務の提供 五 熱供給及び温泉の供給 (改正令附則4条②)

# 経過措置(電気料金等のQ&A)



Q.「検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するもの」

電力量計その他の計量器を<u>定期的に検針、その他これに類する行為により確認する方法</u>により、<u>一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するもの</u>をいいます。

Q. 月々の携帯電話の料金、基本料(定額)、付加機能使用料及び通話料(通話量に応じたもの)を合計して計算し、一括して利用者に請求する場合

基本料、付加機能使用料及び通話料等を一括して利用者に請求する携帯電話の料金は一定期間の通話量に応じて支払を受ける権利が確定するものですから、この経過措置の適用対象となります。

Q. インターネット通信料金などで、月々の使用量に関係なく定額料金となっている場合 照会の通信料金は、使用量の多寡にかかわらず毎月、一定額を支払うものであり、<u>検針等により料金</u> の支払を受ける権利が確定するものではないことから、この経過措置の適用対象となりません。

電気通信役務の料金設定が多段階定額制となっている場合、例えば、「使用量AまではOO円、使用量Aを超えた場合には××円とする。」といった場合には、この経過措置の適用対象となります。

Q. 平成26年3月26日(前回検針日)後の使用量について平成26年5月26日に検針し、使用量及びそれに応じた水道料金が確定した場合

平成26年4月30日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあっては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率が適用されます。

施行日以後初めて支払を受ける 権利が確定する料金 前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数(※)

前回確定日から施行日以後初めて料金の支払を受ける 権利が確定する日までの期間の月数(※)

※月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

X

# 経過措置 (工事の請負等)



### ■工事の請負契約等の経過措置

事業者が、平成8年10月1日から平成25年10月1日(「指定日」)の前日までに締結した 工事(製造を含む。)の請負契約</u>その他これに類する政令で定める契約に基づき、施行 日(平成26年4月1日)以後にその契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、その課 税資産の譲渡等に係る消費税は、改正前の税率(5%)が適用される(改正法附則5条 ③)。

#### (政令で定める契約)

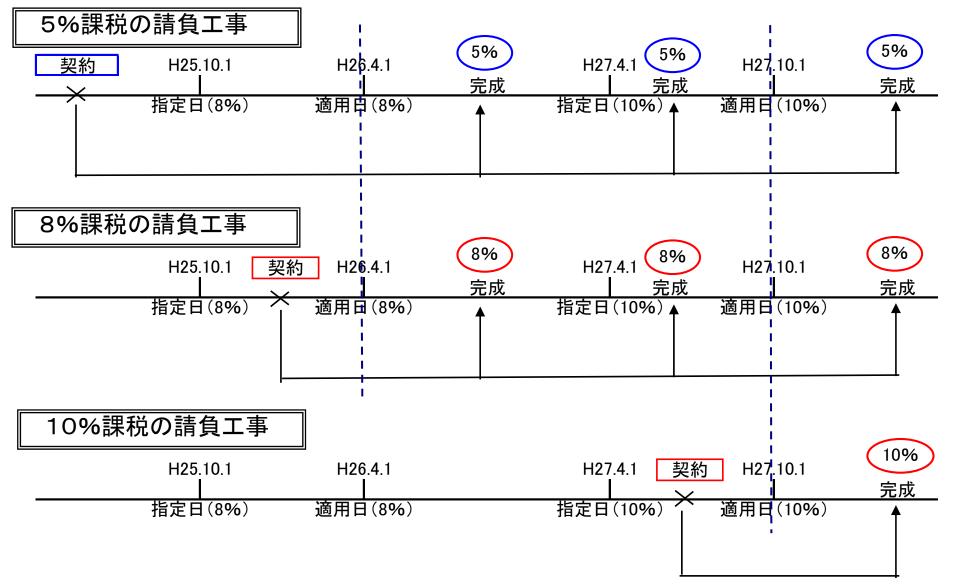
測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発 その他の請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含む。)で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの(建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。)とする。

(改正令附則4条⑤)

## 経過措置 (工事の請負等)



### ■工事の請負契約等の経過措置例



# 経過措置 (工事の請負等)



Q. 経過措置の適用を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。

契約書その他の書類を作成しているかどうかは、この経過措置の適用を受ける要件となっていませんが、経過措置の適用があることを明らかにするためには、契約の締結時期や工事内容が経過措置の適用要件を満たすことについて契約書その他の書類により明らかにしておく必要があります。

Q.「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」が要件とされていますが、目的物の引渡しを要しない請負等の契約の場合には、この要件を満たさないことになるのですか。

目的物の引渡しを要しない請負等の契約であっても、例えば、運送、設計、測量などで、<u>その約した役務の全部の完了が一括して行われることとされているもの</u>は<u>要件を満たす</u>こととなります。 一方で、例えば、<u>月極めの警備保障又はメンテナンス契約のように期間極めの契約の場合</u>には、その約した役務の全部の完了が一括して行われるものではありませんから<u>要件を満たしません</u>。

Q. 事前にモデルルームを公開して、マンションの完成前に売買契約を締結する、青田売りは?

マンションの青田売りの場合であっても、壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができるマンションについて、指定日の前日(平成25年9月30日)までに譲渡契約を締結した場合には、この経過措置が適用されます。

Q. 経過措置の適用を受けたものであることを書面により通知するものとされていますが?

請求書等に、経過措置の適用を受けたものであることを表示することにより行って差し支えありません。 なお、この通知をしたかどうかは、経過措置の適用関係に影響するものではありません。

# 経過措置(資産の貸付け)



### ■資産の貸付けに関する経過措置

平成8年10月1日から<u>指定日(平成25年10月1日)の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約</u>に基づき、施行日(平成26年4月1日)前から同日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合で、契約の内容が次の①及び②又は①及び③の要件に該当するときは、施行日(平成26年4月1日)以後の貸付けに係る消費税は、改正前の税率(5%)が適用される。ただし、指定日以後に対価の額の変更があった場合、変更後の資産の貸付けについては改正後の税率が適用されることになる。(改正法附則5条④)

- ①貸付期間とその間の対価の額が定められていること
- ②事情の変更等で対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと
- ③契約期間中にいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと、 その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること

#### (上記③政令で定める要件)

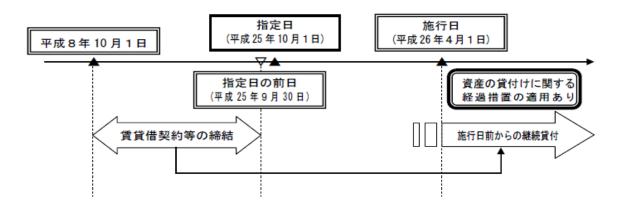
当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額(利子又は保険料の額を含む。)の合計額のうちに当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。(改正令附則4条⑥)

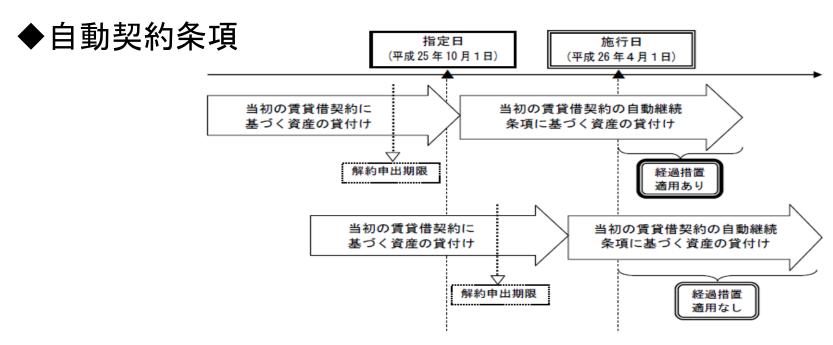
# 経過措置(資産の貸付け)



■資産の貸付けに関する経過措置

◆基本





# 経過措置(資産の貸付け)



### ■リース契約に関する取扱いのまとめ

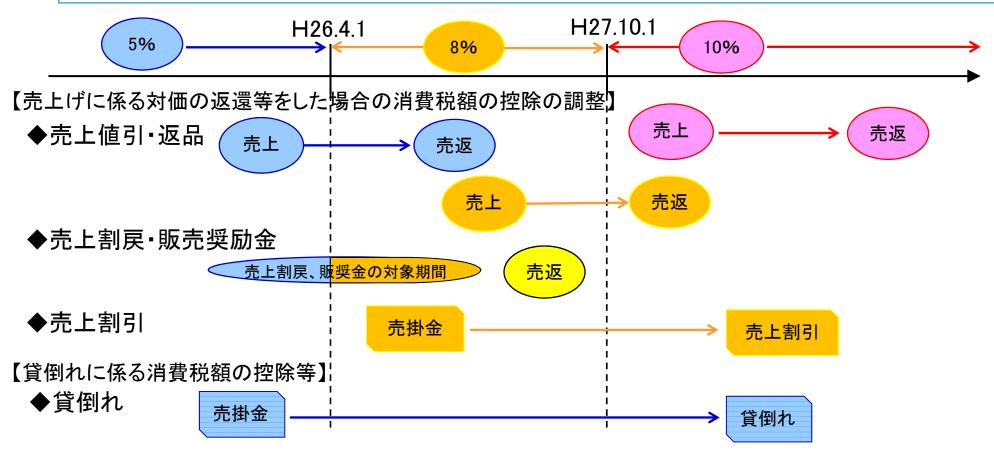
リース契約		会計 処理	消費税 上の分類	仕入税額 控除時期	消費税率	経過措置等	
所有権移転 ファイナンスリース		売買 処理	資産の 譲渡	一括控除	リース資産の引渡し時の税率	・経過措置の適用なし ・資産の譲渡等の原則の取扱い	
	平成20年 3月31日 以前	賃貸借 処理	資産の 貸付け	支払時	旧税率	・経過措置の適用あり	
所有権移転外 ファイナンス リース	平成20年 4月1日 以降	売買 処理	資産の 譲渡	一括控除	リース資産の引渡し時の税率	・経過措置の適用 <mark>なし</mark> ・資産の譲渡等の原則の取扱い	
		賃貸借 処理	資産の 譲渡	一括控除 又は 分割控除	リース資産の引渡し時の税率	・経過措置の適用 <mark>なし</mark> ・資産の譲渡等の原則の取扱い	
オペレーティングリース		賃貸借 処理	資産の 貸付け		指定日より前の契約:旧税率 指定日以降の契約: 平成26年3月31日まで旧税率 平成26年4月1日以降は新税率	・経過措置の適用あり ・指定日(平成25年10月1日)の前 日までに契約した場合は旧税率 を適用する。	

# 経過措置 (売上返還等)



### ■売上げに係る対価の返還等をした場合

「売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除の調整」、「貸倒れに係る消費税額の控除等」は、課税資産の譲渡等を行った時の税率を適用して行う。平成26年4月1日前までの譲渡等であれば5%の税率で、平成26年4月1日以降の譲渡等のものであれば8%の税率で調整計算を行う。



(注)「仕入に係る対価の返還等を受けた場合」における適用税率の考え方も同様となる。

### 主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。 (注)8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経	過 :	措	置	の	内	容		
① 旅客運賃等 平成 26 年 4 月 1 日以後に行う旅 場所、競馬場、競輪場、美術館、遊 成 26 年 4 月 1 日前に領収している	園地等への							開始日 . 4. 1) 入場等 △
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成 26 年 ている電気、ガス、水道、電話に係る から平成 26 年 4 月 30 日までの間に 定するもの	る料金等で	で、平原	戊 26	年4月	]1日	継続(b	<b>共給</b> <u>〉</u>	4.30 権利 確定
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年 工事(製造を含みます。)に係る請負量、設計及びソフトウエアの開発等 基づき、平成26年4月1日以後日 おける、当該課税資産の譲渡等	製約 (- に係る請	-定の野 負契約	要件にを含む	該当なみます	する測 。) に		指定日25.10.1)	譲渡等
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年 資産の貸付けに係る契約に基づき、 後引き続き貸付けを行っている場合 ります。)における、平成26年4月	平成 26 年 (一定の要	年4月 要件に記	1日前 亥当す	からに	司日以 のに限	契約		<b>•</b>

#### ⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあら かじめ定めることができないまので、当該公務の提供に告立って対価

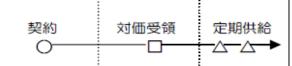
役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(\*)に係るものをいいます。)に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供\*「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の

契約 指定役務

\* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の 提供に係る役務の提供をいいます。

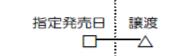
#### ⑥ 予約販売に係る書籍等

平成 25 年 10 月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成 26 年4月 1 日前に領収している場合で、その譲渡が平成 26 年4月 1 日以後に行われるもの



#### ⑦ 特定新聞等

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの



#### ⑧ 通信販売

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成 25 年 10 月 1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 26 年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成 26 年4月1日以後に行われる商品の販売



指定日

#### ⑨ 有料老人ホーム

平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居一 時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に 基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務 の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われ る当該入居一時金に対応する役務の提供



# 経過措置(勘定科目別注意点①)



### ■損益計算書項目

- 〇売上、売上値引き等
  - ・売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除(値引き、返品、割戻し)
  - •工事等の請負経過措置
- 〇仕入、仕入値引き等
  - ・仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除の特例(値引き、返品、割戻し)
- 〇旅費交通費、交際費
  - 旅客運賃等の経過措置
- 〇水道光熱費、通信費
  - 電気料金等の経過措置
- 〇新聞図書費
  - 予約販売等に係る書籍等、特定新聞等の経過措置
- 〇地代家賃、賃借料
  - ・資産の貸付けの経過措置
- 〇貸倒損失
  - 貸倒れに係る消費税額の控除等

# 経過措置(勘定科目別注意点②)



### ■貸借対照表項目

- 〇 売掛金、買掛金
  - ・施行日をまたぐ締日の適用税率
  - 貸倒れに係る消費税額の控除等(売掛金)
  - ・売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除(売掛金、売上割引)
  - ・仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除の特例(買掛金、仕入割引)

### 〇 棚卸資産

- 免税事業者が課税事業者となるとき
- ・課税事業者が免税事業者となったとき

### 〇 固定資産

- ・課税売上割合が著しく変動したときの控除税額の調整
- 調整対象固定資産の転用
- 未成工事支出金、建設仮勘定

#### 【課税仕入れ等の時期】

- 原則:その課税仕入れ等をした日
- •例外:目的物の引渡しをした日
  - ⇒ 例外においても控除税額は原則の日の税率を適用する

# 経過措置 (素朴な疑問)



Q. 施行日前に契約した場合には、施行日以降に引き渡しても旧税率が適用されますか?

資産の譲渡等を行った日が平成26年3月31日であれば旧税率5%で、平成26年4月1日以後の場合は新税率8%となります。経過措置が適用される取引を除き、その取引の契約日は関係ありません。

Q. 施行日前に仕入れた商品を、施行日後に販売した場合にはどうなりますか?

平成26年3月31日までに5%で仕入れた商品でも、平成26年4月1日以後に販売した場合には新税率8%が適用となります。仕入れた商品に適用されている税率と整合性を取る必要はありません。

Q. 105円で販売している商品価格を据え置いた場合は、税率5%と考えていいですか?

平成26年4月1日以後に商品を販売した場合には新税率8%が適用となりますので、価格を旧税率のときの税込価格である105円に据え置いたとしても、その105円には当然に8%の消費税が含まれていることになります。

Q. 請負工事等の経過措置の適用を受けて旧税率5%が適用される取引ですが、新税率の8%で計算した税込価格1,080,000円で合意して契約しました。

経過措置は任意適用ではありません。要件を満たす場合には必ず旧税率が適用されます。 例え8%の税率で計算した税込価格で契約しても、それは5%消費税での取引となります。



# 【転嫁対策】

## 転嫁対策



### ■消費税転嫁対策法

『消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法』

#### 口目的

消費税率の引上げに際し、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正するための特別措置など、所要の法整備を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。

#### 口成立

平成25年6月5日 参議院本会議で可決し、成立。

### □概要(4本柱)

第1:消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

第2:消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

第3:価格の表示に関する特別措置

第4:消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

### 転嫁対策



### ■消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

- ◆特定事業者
- ①大規模小売事業者
- ②特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者
- ◆特定供給事業者
- ①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
- ②資本金等の額が3億円以下である事業者
- ③個人事業者

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

#### (1)減額、買いたたき

- 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

### (2) 購入強制、役務の利用強制、不当な利益提供の強制

- 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ又は役務を利用させること
- 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

### (3) 税抜き価格での交渉の拒否

・商品又は役務の対価に係る交渉において消費税抜き価格を用いる旨の申出を拒むこと

#### (4)報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、 取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

# 特定供給事業者の実際の相談窓口



#### 各地の商工会議所に「消費税転嫁対策相談窓口」を設置しております

各地の商工会議所に窓口を設置しており、消費税転嫁対策に関する政府の施策や、 円滑な価格転嫁に資する経営力向上につながる様々な相談を受け付けています。最寄り の商工会議所は、こちらから検索いただけます。

http://www.cin.or.jp/cin-cgi/me\_list99open.asp

### 公正取引委員会事務総局 取引部

消費税の引き上げを見据えた買いたたき等の行為に関する相談等を受け付けています。 http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h25/mar/130327.html 電話番号:03-3581-3379 (通話料がかかります)

#### 中小企業取引ホットライン(中小企業庁)

消費税の引き上げを見据えた買いたたき等の行為に関する相談をはじめ、取引上の様々 な悩み等に関する相談等を受け付けています。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/0401HotLine.htm

電話番号:03-3501-7061 (通話料がかかります)

#### 下請かけこみ寺

下請取引の適正化を目的に経済産業省、中小企業庁が全国48か所に設置した、従来から ある相談窓口です。相談員や弁護士が無料で中小企業者等からの相談に応じています。

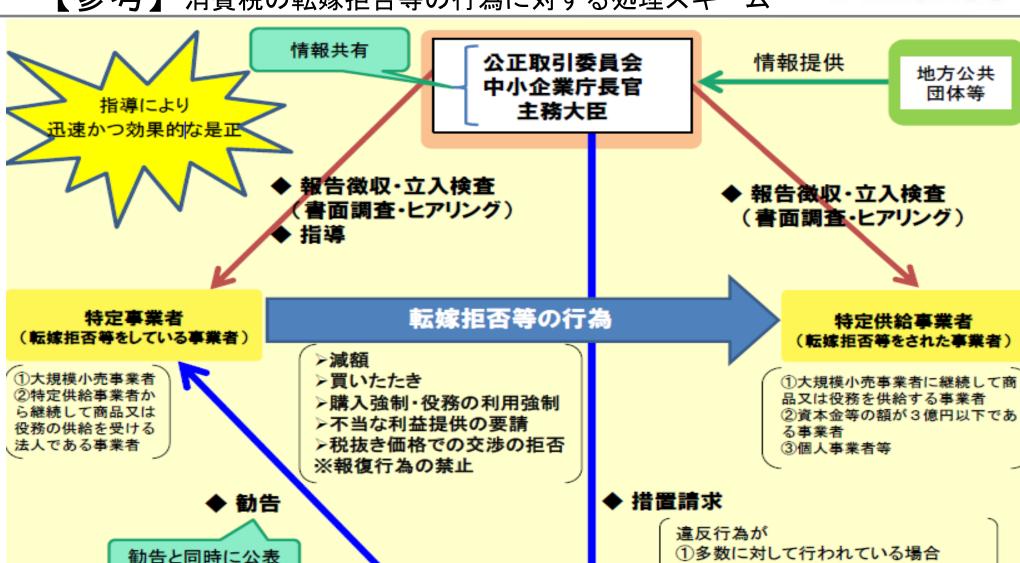
http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

専用フリーダイヤル:0120-418-618

出典:小冊子「消費税の転嫁対策措置法 5つのポイント」

# 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム





出典:「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害す る行為の是正に関する特別措置法等」法案概要資料より(公正取引委員会)

公正取引委員会

②不利益の程度が大きい場合

③繰り返し行う蓋然性が高い場合 などには必ず措置請求を行うものとする。

#### 転嫁対策



- ■消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置 事業者は、以下に掲げる消費税の転嫁を阻害する表示をしてはならない。
  - (1)取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示 「消費税は転嫁しません」「消費税は当店が負担しています」等の表示
  - (2)取引の相手方が負担すべき消費税を対価の額から減ずる旨の表示であって 消費税との関連を明示しているもの

「消費税率上昇分値引きします」等の表示

- (3) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって (2) に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
  - 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」等の表示

「消費税還元セール」 「消費税はいただきません」 「消費税の引き上げ分は頂きません」 「消費税相当額をキャッシュバック」



※消費税を前面に打ち出したものは、違法となる。

「・・・・(価格据え置き、表示なし)」 「3%値下げします」 「春の生活応援セール」 「フレッシュセール」



※消費税との関連を明示しなければOKとされている。

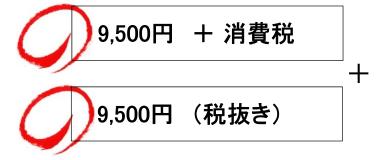
※「ガイドライン」を設け具体例を示していくことになる。 37



#### ■価格の表示に関する特別措置

- 1. 消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない。(総額表示義務の特例措置)
  - ※ 税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。
- 2 事業者が、<u>税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合</u>において、<u>税込価格が明瞭に表</u> <u>示されているとき</u>は、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しない。

#### ◆外税表示の容認



店内の商品に付いている値札はすべて消費税抜きの価格になります。別途消費税がかりますのでご了承ください。

◆税抜価格の強調表示の容認



- ●総額表示義務の特例は、転嫁対策法の施行日である平成25年10月1日から適用可能
- ●平成29年3月31日までの時限的な措置
- ●ガイドラインのパブリックコメント募集が7月25日より始まる。8月23日まで募集。

#### 転嫁対策



#### ■消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

- ●転嫁及び表示カルテルについて、独占禁止法の適用除外とする
- ●公正取引委員会への届出制
- ●転嫁カルテル⇒消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為 ※参加事業者の3分の2以上が中小企業者であることが必要
  - 例)事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格への消費税額分の上乗せの決定 端数処理の切上げ、切捨て、四捨五入等の合理的な範囲での処理の決定
- ●表示カルテル⇒消費税の表示の方法の決定に係る共同行為 例)価格について統一的な表示方法を用いること

#### ■附帯決議

- ●消費の落込み等に起因する中小事業者の経営悪化に対しては、必要かつ十分な経営支援 を講じる
- ●住宅の取得等について、平成25年度税制改正で講じた住宅ローン減税等の実施と併せ適切な給付措置を早急に講じる
- ●低所得者に配慮する観点から、消費税率8%への引上げ時における簡素な給付措置の導入を早急に具体化する



# 【経営対策】

### 経営対策 (転嫁戦略)



#### ■転嫁戦略

- ~消費税増税分を価格に転嫁することができるか否か~
- □ 3%→5%の増税時には中小の小売業者の多くが価格転嫁できなかった
- □ 今回は、短期間で、2段階の税率UPなので、2度の価格転嫁交渉が必要となる
- □ 総額表示においては実質的な値上げとみられるので価格転嫁が難しい
- □ 価格転嫁できないと、それは売上単価の値下げ(売上の減少)となる
- □ 売上減少であれば、同じ利益を確保するために経営努力が必要となる
  - ・販売数量の増大策・仕入原価の見直し策(仕入先、単価交渉、ロット)
  - ・コスト削減(大きな金額、固定費削減、徹底した取り組みなど)
- 險 総額表示では、こんなにある価格表示を、2回も変更する必要がある!
  - 値札

・商品陳列棚

・店頭表示価格

・チラシ

・パンフレット

・カタログ

看板

・ポスター

・新聞雑誌の広告

・ホームページ

・通販サイト

その他

#### 経営対策(価格戦略)



#### ■価格戦略

- ~二段階の税率UPに際してどのような値付けをするか~
- 総額表示で10円、100円単位の端数を丸めている場合の価格戦略をどうするか
- 19.800円、2,980円など、値ごろ感のある価格設定の商品の価格戦略をどうするか
- 総額表示であれば、税率引上げの2回の価格戦略を検討しなくてはならない
- 総額表示義務の特例措置により、「税抜価格表示(外税表示)」への変更を検討する
- 数字を丸めるために値段を上げたら便乗値上げの指摘を受けないか

#### № どうなるこの値段

- JR、私鉄、バスタクシータバコ

- 自動販売機
- ・ コインパーキング・ 近所の定食屋のランチ

#### 帰 近所の定食屋のランチの値段はどうなる?

メニュー	a現在 5%稅込価格	b税抜価格 a×100/105	c消費税 b×8%	d新価格 8%稅込価格	e新価格 メニュー
A定食	850	809	64	873	870
B定食	900	857	68	925	930
C定食	950	904	72	976	980

#### 経営対策(その他)



- ■増税前の駆け込み需要対策
  - □ 駆け込み需要を見込んだ売上計画
  - □ 在庫不足による機会損失回避のための仕入計画
- ■増税後の経営対策
  - □ 需要の落ち込みの際の営業戦略、プロモーション戦略(消費税還元セールなど)
  - □ 駆け込み需要を見込んで仕入れ商品の在庫滞留リスク
- ■資金繰り対策
  - □ 消費税の申告納税額が約2倍(5%⇒10%)になる
  - □ 運転資金に流用している場合には、申告納税時の資金負担が重くなる
  - □ 売掛金が回収できないと仮受消費税も回収できない(与信管理の重要性)
- ■複数税率混在対策(5%、8%、10%の混在)
  - □ 会計システムその他基幹システムは消費税率変更に対応しているか
  - □ 複数の税率を適正に経理処理できるか
  - □ 軽減税率が採用された場合のシステムへの影響は・・・

### 経営対策(システム)



#### ■システムへの対応

#### 【在庫管理】

- •複数税率対応
- •仕入時期
- •仕入返品等
- ・輸入仕入れ

#### 【販売管理】

- •複数税率対応
- ・売上時期と締日
- ・請求書の表示
- ·売上返品等

#### 【財務会計システム】

- ・複数税率への対応
- ・税抜経理処理への対応
- ・消費税計算書等への対応
  - ※自社システムの場合 変更修正の期間とコスト を考える必要がある。

# 経営対策 (レジシステム)



#### ■消費税率の引上げに伴うレジシステムの変更等に配慮

総額計算が原則である<u>課税標準額に対する消費税額の計算</u>について、その計算の特例に平成15年度の税制改正により廃止された<u>「税抜価額を基礎として計算した消費税等相当額を受領する一定の場合」</u>のいわゆる「積上げ計算」が追加されます。(平成25年度税制改正)

	「税抜価格」を基に代金決済	対消費者取引 (総額表示義務対象取引)	
平成15年度税制改正	3年間の猶予期間後「積上げ計算」廃止	積上げ計算可(当分の間)	
平成25年度税制改正	積上げ計算が復活	積上げ計算可(大綱に特段の記載なし)	
領収書等の表示( 具体 例)	Actusストア 平成25年2月7日(木) 15:00 ●●●ラーメン 150円 小計 150円 税抜 消費税(5%) 7円 合計 157円 ×5枚	Actusストア 平成25年2月7日(木) 15:00 ●●●ラーメン 157円 合計 157円 税込 (うち消費税 7円) ×5枚	
総 額 計 算	157円×5回=785円 785円×5/105=37.3	B80952··· <u>∴ <b>37</b>円</u>	
積 上 げ 計 算	7円×5回= <u><b>35円</b></u>		
適 用 時 期	平成26年4月1日以降の課税資産の譲渡等について適用されます。		

### 経営対策 (契約書の記載)



- ■契約金額の記載方法による消費税の取扱い
  - № H26.3月末までに納品するはずが、5月に延期になってしまった・・・

#### 契約書

- ···契約金額は、1,050,000円とする。···
- 例1) 消費税に関するコメントがない。
- 例2) 「契約金額には、消費税を含むものとする。」
- 例3)「契約金額1, 050, 000円は、税抜金額1, 000, 000円と消費税 50, 000円の合計額とする。」
- 例4)「契約金額1,050,000円には消費税5%を含むものとし、消費税率の変更があった場合には、不足額は別途支払うものとする。」
- 例5)「・・契約金額は、1,000,000円(税抜金額)とし、契約金額に係わる消費税は別途支払うものとする。なお、消費税率の改正が行われた場合には、契約完了日の消費税率によって消費税を計算するものとする。」



# 【その他の改正】

#### 任意の中間申告制度



#### ■任意の中間申告制度の創設

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができることとなった。

《改正前》			《改正後》	
直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数		直前の課税期間の 確定消費税額	中間申告回数
4,800 万円超	年 11 回		4,800万円超	年 11 回
400 万円超	年3回		400 万円超	年3回
48 万円超	年 1 回		48 万円超	年1回
48 万円以下 ・		/	48 万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

出典:消費税改正のお知らせ(平成25年3月国税庁)

- ●届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から適用。
- ●6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、中間申告書を提出、納付する。
- ●中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされる。

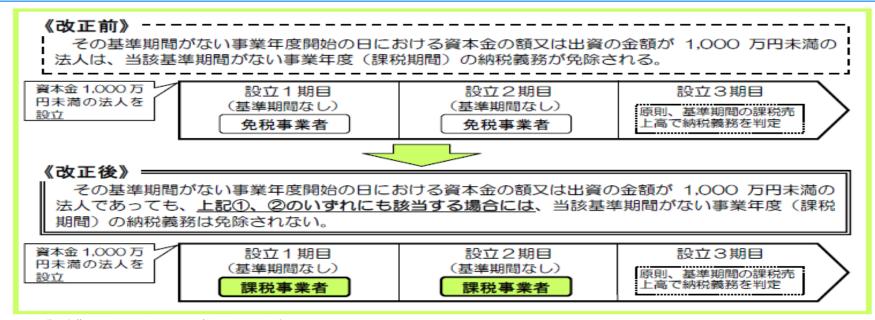
# 免税事業者制度の改正



#### ■特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

その事業年度の基準期間(前々課税期間)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額 又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの (特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税 期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

- ①その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
- ②上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。





# 【低所得者対策】

#### 低所得者対策 (概要)



#### ■税制抜本改革法 第7条一

- 一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む。以下この号において同じ。)の 引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- 【 <u>化所得者に配慮する観点から</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号 ■ の利用等に関する法律(「番号法」という。)による行政手続における特定の個人を識別する ■ ための番号の利用等に関する制度(「番号制度」という。)の本格的な稼動及び定着を前提に、 ■ 関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度(医 ■ 療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準 ■ ずるものをいう。)、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みそ ■ の他これに準ずるものをいう。)等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、 執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から<u>総合的に検討する</u>。
- ┃ ロ <u>低所得者に配慮する観点から</u>、<mark>複数税率の導入</mark>について、財源の問題、対象範囲の ┃限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から<u>総合的に検討する</u>。
- ハ 第二条の規定の施行からイ及び口の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの 間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範 囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

出典:社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 法律68号 平成24年8月23日51

# 低所得者対策 (まとめ)



	給付付き税額控除	複数税率(軽減税率)
前 提	マイナンバー制	インボイス方式
長所	<ul><li>・低所得者に直接恩恵</li><li>・財源が少なくてすむ</li></ul>	消費者にとってわかりやすい
問題点	<ul> <li>所得の適正把握</li> <li>初めての制度</li> <li>手続方法</li> <li>執行機関</li> <li>確定申告で計算できるか</li> </ul>	<ul> <li>高所得者にも恩恵がある</li> <li>財源が多額となる</li> <li>対象品目の範囲と線引き</li> <li>業界団体の要望の調整</li> <li>システム変更等の負担増</li> <li>仕入税額控除の計算が複雑</li> </ul>

#### 低所得者対策 (軽減税率)



#### ■軽減税率とは

- ◆食料品等一定の品目を対象に税率を軽減する制度
- ◆わかり易いというメリットがあるが、事業者の事務負担は増大する
- ◆高額所得者にも恩恵が及ぶため逆進性対策としての効果が疑問

#### ■軽減税率に関する検討課題

- □ 軽減税率の適用範囲をどうするか、合理的な線引きが困難
  - ⇒食料品の範囲、ぜいたく品の除外、飲食サービスとの区分など
  - ⇒食料品以外の生活必需品(新聞、書籍、雑誌等)
- □ 税額が明記されたインボイス方式の導入を検討する必要がある
  - ⇒インボイスの発行、保管、申告手続き等事業者の事務負担の増大
  - ⇒免税事業者が取引から排除される懸念がある
  - ⇒免税制度や簡易課税制度はどうするか(帳簿方式による仕入税額控除方式)
- □ 当初想定の消費税収より減収となるため標準税率の引き上げの検討
  - ⇒負担軽減額は、高所得者の方が大きくなる可能性がある

### 低所得者対策(給付付き税額控除)

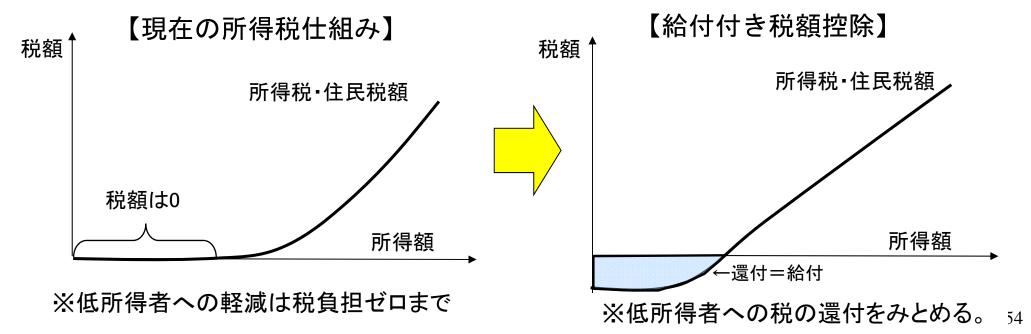


#### ■給付付き税額控除とは

給付付き税額控除とは、所得が一定の水準を下回る人に対して、所得税額を減税する税額控除を実施し、 所得や所得税額が低く税額控除をしきれない場合には、現金で還付(社会保障給付)を行なう制度。

「所得控除」制度は高所得者に有利なため、中所得者層に対しては「税額控除」で税金の負担を軽減し、さらに低所得者には「給付付き」で、税額が少なくても恩恵を受けられるようにする。

- (1) 児童税額控除・・・・世帯人数に応じて控除を行なう、子育て世帯の生活支援を目的とする
- (2) 勤労税額控除・・・・一定時間就労する者について税額控除額を与える、就労の動機付け
- (3) 消費税税額控除・・・・ 消費税増税にからむ低所得者の負担緩和、逆進性の緩和を図る



#### 低所得者対策(給付付き税額控除)



- ■給付付き税額控除の前提
  - □ マイナンバー(共通番号)制度が前提
  - □「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 (社会保障・税番号制度)が、平成25年5月24日に可決、成立
  - □ 平成27年に付与、平成28年1月から利用開始
- ■給付付き税額控除に関する検討課題
  - □ 消費税の逆進性対策としては効果がある
  - □ 所得税のあり方と密接に絡む
  - □ 財源が比較的少なくて済む
  - □ 財源により、対象者の範囲や金額が決定される
  - □ 給付が伴うため他の社会保障制度との整合性が必要
  - □ 簡素な給付措置との連続性
  - □ 利子所得、事業所得、不動産所得等の正しい所得の捕捉の問題
  - □ 確定申告が不要な人の対応(申告不要者、年末調整者)をどうするか
  - □ 国税庁が執行するのか

#### 社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ(案) (H25年通常国会法案成立·H28年利用開始) 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 (H26年) (H27年) (H29年) (H25年) (H28年) 個人番号カードの交付 番号 順次、個人番号の利用開始 団 法 政省令等の整備 通 【2016年1月から利用する手続のイメージ】 法案 〇社会保障分野 知 年金に関する相談・照会 〇税分野 成 ・申告書・法定調書等への記載 〇災害対策分野 立 法 制度構築 ・要援護者リストへの個人番号記載 委特定個 ※ただし、事前に条例の手当てが必要 提 会情 委員 委員国会同意 委員国会同意 提 設報 保護 国会 委員会規則 同意 情報提供ネットワークシステム、 出 マイ・ポータルの運用開始 特定個人情報保護評価の実施・承認等 2017年1月より、 情報保護評価指針作成 国の機関間の (情報保護評価SWG⇒委員会) 連携から開始し 情報提供ネットワーク 2017年7月を システム等の監査 目途に、 地方公共団体 システム要件定義・調達 との連携に 工程管理支援業務 ついても開始 システム構築 開発・単体テスト 設計 総合運用テスト 調査研究

#### 低所得者対策 (簡素な給付措置)



#### ■簡素な給付措置の概要

Ш	<b>祝</b> 司极本以平法
	「所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な消費支出の割合が高いことによる
	低所得者への影響を勘案し、決定する。」

- □ 対象者の範囲 社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性に留意して決定
- □ 暫定的・臨時的措置

- ○事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとする
- ○税率8%への引き上げ時より実施
- ○低所得者対策との関係
- □財源
  - ○財政運営戦略と整合的なものとなるよう財源を確保
    - 「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」
    - ・プライマリーバランスの達成目標との整合性 遅くとも2015 年度までにその赤字の対GDP比を2010 年度の水準から半減し 遅くとも2020 年度までに黒字化することを目標とする



# アクタスマネジメントサービス株式会社 **ACTUS** アクタス税理士法人

CONSULTING MIND

#### 赤坂事務所

〒107-0052

東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F

[ TEL ] 03-3224-8888

【 FAX 】 03-5575-3331

#### 荒川事務所

**T**116-0002

東京都荒川区荒川3-21-2-105

【 TEL 】 03-3802-8101

[ FAX ] 03-3805-2070

#### 立川事務所

〒190-0012

東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル5F

【 TEL 】 042-548-8001

[ FAX ] 042-548-8002

#### 大阪事務所

〒550-0002

大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1肥後橋センタービル7F

06-6449-8682

[ FAX ] 06-6449-8683

URL: http://www.actus.co.jp

アクタスマネジメント 検索:



藤田 mail:masuhiro.fujita@actus.co.jp